

第3編 生活排水処理基本計画

【1】 生活排水に係る理念・目標

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活排水は増加していますが、下水道整備の普及により河川の水質改善は進んでいます。快適な水環境を求めていくためには、今後もより一層の水質改善に努めなければなりません。

また、河川の水質汚濁防止、公共用水質の保全及び生活環境の改善を図るため、公共下水道*整備事業と並行し、下水道計画の定めのない区域の合併処理浄化槽*の設置を推進し、市民の生活環境をより良好なものにします。

なお、生活排水処理率*は、令和3年度末現在で97.0%となり、市街化区域*の区画整理の一部を残しほぼ完了していますが、市街化調整区域*については、現在、新座市汚水処理整備計画*に基づき整備を進めています。

【2】 生活排水処理施設整備の基本方針

下水道計画の定めのない区域においては、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

また、公共下水道事業については、昭和49年度に事業を着手し、事業許可範囲区域については整備を進めてきた結果、市街化区域内の整備はおおむね完了しています。今後、市街化調整区域を含めた事業区域内の計画的な整備を進めていくことが必要です。

第2章 生活排水の処理状況

【1】 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次の表のとおりです。

○生活排水処理の主体

処理主体	対象となる生活排水の種類
新座市公共下水道	し尿及び生活雑排水*
朝霞地区一部事務組合 (朝霞市・志木市・和光市・新座市の4市で構成)	し尿及び浄化槽汚泥*

【2】 全般的な状況

し尿や家庭から排出される生活雑排水、浄化槽汚泥の処理方法は、次のとおりです。

1 し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽による処理

し尿又は単独処理浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集・運搬後、朝霞地区一部事務組合において処理します。

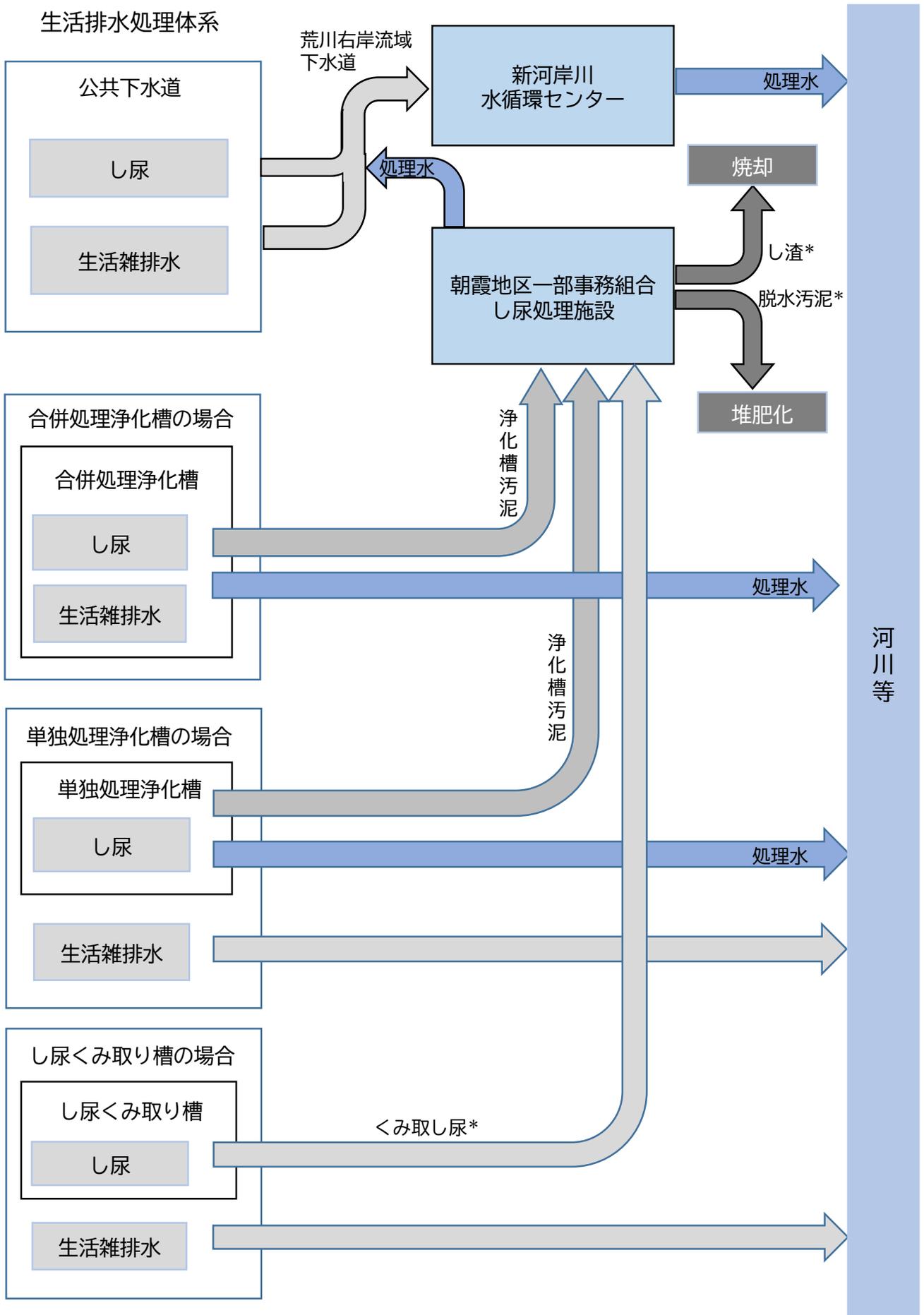
また、生活雑排水は、し尿くみ取槽*又は単独処理浄化槽*では処理できないため、早期に合併処理浄化槽又は公共下水道への転換が必要です。

2 合併処理浄化槽による処理

し尿及び生活雑排水ともに、合併処理浄化槽での処理後、処理水については、雑排水管等の施設を通じて河川等へ放流され、浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理業許可業者により収集・運搬された後、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設で処理します。

3 公共下水道による処理

し尿及び生活雑排水ともに、公共下水道へ排水された後、埼玉県荒川右岸流域下水道*新河岸川水循環センター*において処理され、その後新河岸川に放流されます。



【3】 処理形態別人口

非水洗化人口であるし尿くみ取処理人口については、一般廃棄物収集・運搬許可業者の報告書に基づき算出します。

また、単独処理浄化槽処理人口については、行政人口を基にして、非水洗化人口、合併処理浄化槽処理人口及び公共下水道水洗化人口のそれぞれの数値を使用して算出しています。この結果、本市の生活排水処理形態別人口の推移は、次の表のとおりであり、令和3年度における生活排水処理率は97.0%となっています。

○ 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口 (A)	165,489	165,372	165,987	166,247	165,741
水洗化・生活排水処理人口 (B)	156,004	157,269	160,902	161,117	160,735
合併浄化槽	1,899	1,900	1,746	1,811	1,838
公共下水道(水洗化) (C)	154,105	155,369	159,156	159,306	158,897
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,348	7,982	4,979	5,024	4,914
非水洗化人口 (し尿くみ取処理人口)	137	121	106	106	92
汚水処理人口 (D)	158,193	159,457	163,108	163,619	163,088
公共下水道水洗化率 $C/D \times 100$ (%)	97.4	97.4	97.6	97.4	97.4
生活排水処理率 $B/A \times 100$ (%)	94.3	95.1	96.9	96.9	97.0

- ※1 行政人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値
- ※2 汚水処理人口は、下水道供用開始公示済区域内人口と合併浄化槽利用人口の合計値
- ※3 水洗化・生活排水処理人口と公共下水道水洗化率は、水洗化状況の実績値
- ※4 合併処理浄化槽は、生活排水に係る調査の実績値

第3章 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状

【1】 くみ取り尿及び浄化槽による汚泥の処理人口・処理量

朝霞地区一部事務組合の構成4市（朝霞市・志木市・和光市・新座市）全体における平成29年度から令和3年度までの5年間のくみ取り尿*及び浄化槽による汚泥の処理人口、並びに処理量は、それぞれ次の表のとおりです。

1 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿 処理人口	858	701	694	840	514
浄化槽汚泥 処理人口	20,926	20,401	19,935	15,566	13,934

資料：朝霞地区一部事務組合

2 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量

(単位：kL)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿 処理量	2,075	1,906	1,800	1,604	1,571
浄化槽汚泥 処理量	9,812	9,587	8,961	8,517	8,447

資料：朝霞地区一部事務組合

【2】 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

くみ取り尿及び浄化槽による汚泥の1人1日当たりの排出量の算出に当たっては、平成29年度から令和3年度までの構成4市全体の処理量の合計及び処理人口の合計を使用し、算出したものです。

○ 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

(単位：L/人・日)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿	6.62	7.44	7.10	5.23	8.37
浄化槽汚泥	1.28	1.28	1.23	1.49	1.66

※ 小数点以下2位未満の端数切捨て

【3】 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

くみ取り尿及び浄化槽による汚泥の収集・運搬、中間処理、最終処分については、現行どおり朝霞地区一部事務組合において適正に処理します。

なお、し尿処理において発生する残渣処理についても、資源として積極的に堆肥化・再生処理をし、有効に活用します。

第4章 生活排水処理基本計画

【1】 生活排水を処理する区域及び人口

1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、公共下水道の整備事業と並行して合併処理浄化槽の整備を推進していくため、行政区域全体とします。

2 生活排水を処理する人口

行政区域全域が生活排水の処理区域であるため、行政人口が生活排水を処理する人口となり、「第2編 ごみ処理基本計画」の「第3章 ごみ排出量の将来予測及び今後の課題」で算出した将来のごみ処理人口を使用します。

3 将来人口推計の推移（P25参照）

（単位：人）

年 度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人 口	166,418	166,552	166,621	166,624

※ 各年10月1日現在

【2】 施設整備計画

埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想*により、令和7年度（目標年度）に生活排水処理人口普及率100%とすることを目指し、生活排水処理施設を計画的に整備していく計画があります。

本市においては、この構想に基づき、公共下水道の事業計画について、埼玉県荒川右岸流域関連公共下水道の認可区域1,584.3ヘクタールの整備を進め、市街化区域内の污水管整備はほぼ完了しました。

また、市街化調整区域においても生活環境等の改善から、令和3年度に12ヘクタールの認可区域の拡大を図り、合わせて1,596.3ヘクタールの整備を進めています。

その他、経年劣化による下水管路の継続的な維持管理と改築修繕を行うべく、新座市污水管路ストックマネジメント計画を策定し、将来的な維持管理コストの縮減と実現性の高い改築更新を目指します。

【3】 生活排水処理率の目標

行政区域内で発生する生活排水については、公共下水道（水洗化）及び合併処理浄化槽により全て処理することを目的としています。

生活排水処理基本計画は、埼玉県生活排水処理施設整備構想が令和7年度に生活排水処理人口普及率の100%の達成を目指すことから、生活排水処理基本計画においても同様に令和7年度の生活排水処理率について、100%の達成を目標とします。

○ 生活排水処理率の目標

年 度	現 行 (令和4年度)	目 標 (令和7年度)
生活排水処理率 (%)	93.9	100

※ 目標値は、埼玉県生活排水処理施設整備構想（計画処理人口普及率の推移）によります。

【4】 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽により全てを処理することが目標であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性を更に周知するため、広報・啓発活動を実施します。

なお、生活排水対策の広報・啓発に関する基本的考え方は、次のとおりです。

○ 生活排水対策の広報・啓発に関する基本的考え方

- 1 生活雑排水の排出抑制対策及び適正処理の必要性の啓発
- 2 し尿、生活雑排水への異物混入防止の呼び掛け
- 3 公共下水道への接続が可能な世帯に対する接続指導の実施
- 4 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の実施
- 5 水質汚濁の防止及び節水の推進の呼び掛け
- 6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の必要性の啓発